

令和元年7月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

令和元年7月定例教育委員会付議議案 目次

報告第11号	専決処分の承認を求めることについて-----1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第29号議案	臼杵市教育長に関する事務委任規則の一部改正について-----2
第30号議案	臼杵市民会館条例施行規則の一部改正について-----3
第31号議案	令和2年度使用小・中学校教科用図書採択について-----8

第29号議案

臼杵市教育長に関する事務委任規則の一部改正について

臼杵市教育長に関する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

令和元年7月31日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市教育長に関する事務委任規則の一部を改正する規則

臼杵市教育長に関する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第13号中「臼杵市内キリシタン遺跡調査指導委員会委員」の次に「、その他教育委員会告示の規定による委員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

各種委員会委員で重要かつ継続的なものの任命又は委嘱について、教育長の権限としない（教育委員会付議する）委員に加え、教育委員会告示の規定による委員（要綱等で規定された委員）も適正に議案適応可能な条文の整備を行なう必要があるため。

第 30 号議案

臼杵市民会館条例施行規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）
第 1 条第 2 号の規定に基づき議決を求める。

令和元年 7 月 31 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

臼杵市民会館条例施行規則（平成 17 年臼杵市規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 10 条関係）

附属設備器具使用料一覧表

区分	番号	品目	単位	大ホール	小ホール	備考
舞台附属 設備				円	円	
	1	音響反射板	1 式	5,500		
	2	仮設用花道(下手のみ)	1 式	3,300		
	3	所作台	1 式	6,600		
	4	演台	1 台	550	220	
	5	平台	1 枚	220		
	6	松羽目	1 式	2,750		
7	金屏風	1 双	1,100			

	8	上敷き	1 枚	220		
	9	譜面台	1 台	50		
	10	指揮者台	1 台	220		
	11	指揮者用譜面台	1 台	220		
	12	長座布団	1 枚	110		
	13	Horizont幕、バック幕（大黒）又は暗転幕	各 1 枚	880		
	14	地がすり	1 枚	1,100		
	15	緋毛せん	1 枚	220		
	16	めくり台	1 台	110		
	17	司会者台	1 台	220		
	18	鳥屋囲い	1 式	550		掲幕含む。
	19	国旗、市旗	1 枚	110		
	20	リノリウム	1 本	1,100		
	21	バトン	1 本	330		
	22	開き足	1 個	110		
	23	箱馬	1 個	30		
	24	スクリーン	1 式	1,650	550	
照明附属 設備	1	フットライト	1 色	660		
	2	花道フットライト	1 色	330		
	3	第 1 ボーダーライト	1 色	880		カラーフィルターを含まない。
	4	第 2 ボーダーライト	1 色	880		〃
	5	アッパー Horizont ライト	1 色	880		

	イト					
6	ローホリゾントライト	1色	880			
7	フロントサイドスポットライト	1台	220		固定式	
8	スポットライト 500W	1台	220		移動式	
9	スポットライト 1KW	1台	330		〃	
10	フォローピンスポットライト 2KW	1台	1,650			
11	エフェクトマシン	1式	1,100			
12	種板	1枚	110			
13	シーリングライト	1台	220			
14	スタンド	1台	110		ハンガー含む。	
15	天板ライト	1式	1,650			
音響附属 設備	1	拡声装置	1式	3,300	1,100	
	2	コンデンサーマイク フォン	1本	1,100		
	3	ダイナミックマイク フォン	1本	440		
	4	ワイヤレスマイク フォン	1CH	1,650	550	
	5	3点吊り	1式	2,200		マイク1本つき

	6	マイクスタンド	1台	110		
	7	CDプレーヤー	1台	550	550	
	8	レコードプレーヤー	1台	550		
	9	カセットテープレコーダー	1台	550	550	
	10	移動用ミキサー	1台	1,100		
	11	はねかえりスピーカー	1台	550		
映写設備	1	ビデオプロジェクター	1台	2,200	1,100	
その他の関係設備及び備品	1	ピアノ（スタインウェイ・フルコン）	1台	11,000		
	2	ピアノ（ヤマハ・フルコン）	1台	5,500	5,500	
	3	アップライトピアノ	1台			リハーサル室専用 1,650円
	4	展示パネル	1台		110	
	5	シャワールーム	1回	110		
	6	バスルーム（シャワーつき）	1回	330		
	7	ホワイトボード	1台	110	110	
持込器具類	1	持込器具	1kW／	220	220	
	2	コンセント	1口	110	110	

備考 附属設備器具使用料は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までの各時間帯における使用ごとに1回として算定する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

理 由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、臼杵市民会館の附属設備器具使用料の見直しを行う必要があるため。